

## 喫茶スペース「WAM café」企画申込及び実施要領

この要領は、茨木市立男女共生センター（以下「センター」と言う。）内喫茶スペース「WAM café」（以下「スペース」と言う。）における企画申込及び実施に関し、必要な事項を定めるものです。

### 1 目的

センターの設置目的である男女共同参画社会の実現をめざす活動または公益活動を行う人（団体）に対し、スペースを活用した企画募集を行い、スペースの特色を活かした新たな活動の支援及び人と人とのつながりを創出する「場」の提供を行います。

### 2 スペースの場所

スペースの位置は、次のとおりです。

茨木市元町4番7号 センター内1階喫茶スペース

### 3 企画申込できる人（団体）

企画申込できる人は次に掲げる人（団体）です。

- (1) 茨木市に在住・在勤・在学し、男女共同参画社会の実現をめざして活動している、または男女共同参画の視点でとらえた活動を行っている人（団体）
- (2) 茨木市に在住・在勤・在学し、広く市民生活の向上や社会的課題の解決を目的とした公益活動を行っている人（団体）

### 4 募集する企画内容

次に掲げる(1)から(3)のいずれかに該当し、かつ(4)に該当する企画を募集します。

- (1) 男女共同参画社会づくりに寄与するもの
- (2) 「いばらきジェンダー平等プラン-第3次茨木市男女共同参画計画-」の基本目標の達成につながるもの
- (3) 広く市民生活の向上や社会課題の解決を目的とした公益活動であるもの
- (4) 喫茶スペースを利用することがふさわしい活動であるもの

### 5 募集企画の条件

次に掲げる(1)から(4)の条件を満たしてください。

- (1) 企画・準備・運営・報告のすべてを申込者（団体）が行うこと
- (2) 営利を主目的としていないこと
- (3) 政治活動または宗教活動を目的としていないこと
- (4) 企画実施にあたり、必要な資格及び許認可をうけていること

## 6 企画の申込

申込をしようとする人は喫茶スペース「WAM café」企画申込書（様式第1号）を提出してください。企画内容を確認した後、企画実施が決定したときには、喫茶スペース「WAM café」企画実施決定書（様式第2号）を交付します。

## 7 企画実施期間

企画実施できる期間は、センター開所日の午前9時から午後6時の間です。実施単位は1日単位とします。ただし、連続して実施する場合は、7日間（休館日を含む）を限度とします。

## 8 企画実施者の義務

企画実施者は茨木市立男女共生センター条例施行規則（以下「規則」と言う。）第12条の定めに従い、義務を履行してください。

### 条例施行規則第12条抜粋

#### （利用者の義務）

第12条 利用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1) 利用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 参集人数が、利用する施設の定員を超えないこと。
- (3) 許可なく物品の販売等をしないこと。
- (4) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (5) 許可なくセンター内にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (6) 利用施設及び附帯設備について準備、後始末又は原状回復等を行う場合は、職員の指示に従うこと。
- (7) 備品等の使用の際は、ていねいに取り扱い、職員が指示する場所へ確実に返納すること。
- (8) その他職員の指示に従うこと。

## 9 スペース等のき損及び損害賠償

企画実施者が、スペース等をき損した場合は、規則第14条の定めに従い、直ちに職員に届け出て、その指示を受けてください。

損害の賠償が発生した場合は、企画実施者は茨木市立男女共生センター条例第11条の定めに従うものとします。

### 規則第14条抜粋

#### （建物等のき損等の届出）

第14条 利用者は、建物、付属物若しくは器具を滅失し、又はき損したときは、直ちに職員に届け出て、その指示を受けなければならない。

### 条例第11条抜粋

#### （損害賠償）

第11条 利用者の責めに帰すべき理由により、建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、利用者は、市長が相当と認める額を弁償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

## 10 企画終了の報告

企画実施者は、企画の実施が終了したときは、スペースを原状復帰した後に、実施の1か月後までに喫茶スペース「WAM café」企画実施報告書（様式第3号）を提出してください。

## 11 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、所長が別途定めます。